

実証実験等協力者選定審査委員会設置要綱

制定 令和6年5月29日施行 6都市政緑第134号

(目的)

第1 立体的な緑化の普及促進を目的として、民間事業者が施工している工事現場を活用して立体的な緑化による効果を検証するため、実証実験等協力者選定に関する審査を行う委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、東京都が申請のあった事業者の中から本事業の事業協力者に適した者を審査し、選定することに関する事項とする。

(委員等)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備局都市づくり政策部長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第4 委員会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができる。

3 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が定める者とする。

(委員委嘱期間)

第5 委員の委嘱期間は、委員委嘱の日から1年以内とする。

(会議の招集)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、対面、オンライン、対面とオンラインの併用又は書面により開くことができる。

(謝礼金の支払)

第7 都市づくり政策部長は、委員に対し、謝礼金を支払うことができる。

(禁止事項)

第8 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、委員長が必要と認める場合を除き、協力者選定終了までの間に、本事業に関して申請者と個別に接触してはならない。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において処理する。

(雑則)

第10 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表 1

◎委員長	東京都都市整備局都市づくり政策部長	
委員	三坂 育正	武蔵野大学 工学部 サステナビリティ学科 教授
委員	横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授
委員	岩崎 寛	千葉大学 大学院園芸学研究院 食と緑の健康創成学講座 教授
委員	東京都環境局自然環境部計画担当課長	
委員	東京都都市整備局都市づくり政策部政策調整担当課長	
委員	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長	

(事務局)

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課